

空襲被害者等援護法 立法化について

全国空襲被害者連絡協議会 河合節子

アジア太平洋戦争が終わって 77 年が経過しても、戦争被害の救済を求めている人がいることをご存知ですか。何かの原因のために大きな被害を受けた人が、謝罪と賠償を求めるのは当然のことです。戦争は、最大の国策です。戦争の結果、大きな被害を受けた人々が、国に謝罪と賠償を求めることは当然のことだと思います。ところが日本では、戦争に協力した人（軍人軍属）とその遺族には累積 60 兆円もの給付をしている一方、民間人の戦争被害に対しては、1 円の給付も、謝罪の一言もありません。「空襲被害者も国からの補償があったのではないか」と思っている方もありますが、実は見棄てられてきたのです。民間人が命を奪われ、親を亡くして孤児になっても、大けがをして一生後遺症に苦しんでも、国は責任を負わないということです。

こんな国であっていい筈がない。いままで、各地の国賠訴訟や、立法化運動があったことが次ページの年表でご覧いただけます。そして今、当事者がまだ生きているうちにと、空襲被害者に対する救済法の立法化を国会に働きかけています。「空襲等民間戦災障害者に対する特別給付金の支給等に関する法律」（仮称）が、超党派空襲議連で検討されています。現在生存している戦災障害者に 50 万円の一時金を支給することを中心に、空襲被害の実態調査と追悼施設の実現を骨子素案に盛り込みました。

戦争中、連合軍（ほぼ米軍）による爆弾、焼夷弾、機銃掃射などの空襲や艦砲射撃、原爆投下など大規模な無差別爆撃（国際法違反）によって、民間人の死者は 50 万人とも 60 万人ともいわれています。実際は、何人が犠牲になったのか、だれが死んだのかよくわかりません。小規模の空襲や片田舎の被害は記録がないかもしれません。いろいろな調査や統計がありますが、国による統一的網羅的な実態調査がされていません。

例えば、私の母親と、幼い弟 2 人は東京大空襲で命を奪われたと思われていますが、だれも確認してはいません。どこのだれかも判別できない状態で、処理されたのです。当時の社会情勢の中ではやむを得なかったかもしれませんが、せめて、いつ、どこでどんな空襲があり、だれが、戦争の犠牲になったのか、その人々の名前くらい国の責任で、調査、記録し、保存、公開してほしいと望んでいます。そして国の責任で、追悼の施設を造ってほしいと、望んでいます。少しでも、戦争の犠牲者の一人一人の名誉回復となることを望んでいます。なぜ、今更と思われる方があるかもしれませんが、被害者たちの声に耳を傾けなかったのは、戦後、歴代の政府です。

戦争の苦しみは、77 年が過ぎても、癒されることはありません。戦争の歴史が忘れられたとき、次の戦争がはじまります。いまの平和憲法は、犠牲者たちの遺言でしょう。私に戦争体験を語れと言われれば、被害のお話しすることになりますが、アジア太平洋戦争で日本が朝鮮半島、中国、東南アジアの国々への加害の事実をもっと知らなければ、戦争の歴史に近づくことができないと思っています。

最後に、空襲被害者の援護法が成立したなら、該当者の掘り起こしや、実態調査に、皆様のご理解とご協力が必要になります。その節には、どうぞよろしく申し上げます。

戦災援護の流れと民間被害者

日本は戦争によって被害を受けた一般市民に対しては、一言の謝罪も、賠償もしていない。自然災害には援護されるのに、国が始めた戦争による死者、障害者、戦争孤児や遺族に国は責任がないという基本的態度は、今も、更には未来へも継続されている。戦争による犠牲、損害は国民が等しく受忍しなければならない（受忍論）は断ち切らなければならない。

- 1937年 日中戦争始まる
- 1938年 国家総動員法施行（全国民が戦時体制に）
- 1941年 太平洋戦争始まる 防空法改正（空襲の時防火、消火を義務化）
- 1942年 戦時災害保護法を施行（空襲被害者の扶助）
- 1945年 空襲被害拡大 敗戦
- 1946年 GHQ 戦争に関する制度を廃止 戦時災害保護法も廃止
- 1947年 日本国憲法施行
- 1952年 講和条約が発効
- 1953年 軍人恩給が復活
- 1972年 全国戦災傷害者連絡会結成、救済運動開始
- 1973年 「戦時災害援護法案」議員提案するも廃案
- 1975年 三木首相が「民間人は国との雇用関係が無かったので援護できない、救済は一般の社会保障で」
- 1987年 名古屋空襲訴訟で最高裁は「戦争による犠牲損害は国民が平等に受忍すべき」と上告棄却
- 2007年 東京大空襲訴訟提訴
- 2008年 大阪空襲訴訟提訴
- 2010年 全国空襲被害者連絡協議会を結成
- 2011年 超党派の空襲議員連盟が発足
- 2013年 東京大空襲訴訟で最高裁が上告棄却
- 2014年 大阪空襲訴訟で最高裁が上告棄却
- 2014年 空襲議連会長鳩山邦夫元法相が「自然災害の被害者が国から援護されているのに、国が始めた戦争の被害者が救われないのはおかしい」とあいさつ。
- 2016年 鳩山氏急逝 後任会長に河村建夫元官房長官が就任
- 2017年 空襲議連総会で「空襲被害者救済法」（仮称）骨子素案を承認
- 2022年 6月現在 いまだ、上程されず。